

日本の大学・学位制度

1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要	267
2. 大学と学位授与権	267
2.1 大学と学位授与権の関係	267
2.2 設置形態と設置認可	267
2.3 自律性（大学の自治）	269
2.4 「大学」の名称の規制	272
2.5 第3段階の教育機関（研究機関も含む）と学位授与権	272
3. 学位と学位授与権	277
3.1 学位の定義・種類	277
3.2 学位授与権の認可	278
3.3 各学位課程における学位授与	282
3.4 共同学位（joint degree）の学位授与権	282
3.5 「学位」名称の規制	285
3.6 学位の質保証	285
3.7 学位と職業資格との関係	286
引用・参考文献	286
日本の高等教育基礎データ	287
資料：日本の高等教育関係法令	288

日本の大学・学位制度

石橋 晶

1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要

日本においては、高等教育プログラムを提供する機関として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）がある。これらの機関の設置者は、国（国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）、学校法人である。

このうち、学位授与権があるのは、大学、短期大学のみである。

2. 大学と学位授与権

2.1 大学と学位授与権の関係

2.1.1 大学の定義・目的

大学は、学術の中心として、一般教育及び専門教育並びに研究を行うこと、さらにこれらの成果の社会への提供を通じて社会の発展に寄与することを目的としている。

法令の定義としては、教育基本法第7条において「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」とされている。

また、学校教育法第83条において、①「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」、②「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とされている。

さらに、短期大学については上記①の目的に代えて、学校教育法第108条において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」とされている。

大学は、学校教育法第1条に基づく学校であり、国家行政組織法第8条の2に基づく試験研究機関、文教研修施設及び個別法に基づく教育機関（いわゆる各省大学等）とは区別される。

2.1.2 学位授与権を有する高等教育機関の定義・目的

大学以外に学位授与権を有する高等教育機関はない。

2.2 設置形態と設置認可

ア. 設置者

大学は、公的な性格を有するものとして、国（国立大学法人法第2条に規定する国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）、私立学校法第3条に規定する学校法人のみが設置できる（教育基本法第6条、学校教育法第2条）。

なお、構造改革特区においては、特例的に株式会社による大学設置も可能である（構造改革特別区域法第12条）。

イ．設置者の設立認可

（ア）国立大学法人

国立大学法人は、国が設立し、責任をもって財政措置を行うことを前提としている独立行政法人制度を活用しながらも、大学の教育研究の特性を踏まえた基本的な枠組みを明確に位置付けた独自の法人であり、学問の自由を守り、大学の自主性、自律性が尊重されるものである。

国立大学法人は認可ではなく、国立大学法人法において個別に法人名を規定することにより設立される。このため、法人の設立・改廃については、国立大学法人法の改正をもって行うことが必要となる。なお、国立大学法人は一大学ごとに設立される（国立大学法人法別表第1）。

（イ）公立大学法人

公立大学法人は、住民の生活及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実に実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人である。

地方公共団体は、公立大学法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県が設立する公立大学法人については、総務大臣及び文部科学大臣が、市町村が設立する公立大学法人については、都道府県知事が認可する（地方独立行政法人法第7条）。

この際、設立する公立大学法人は、地方独立行政法人法及び認可基準（告示）の定める基準に適合していることが必要である（地方独立行政法人法第8条、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準（平成16年総務省・文部科学省告示1号））。

（ウ）学校法人

私立学校を設置するためには、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めるための法人である。

学校法人を設立しようとする者は、その成立を目的とする寄附行為を定め、これについて文部科学大臣の認可を受けなければならない。文部科学大臣は、学校法人設立の申請があった場合には、当該申請のあった学校法人の資産が要件に該当しているか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか審査した上で認可を決定しなければならない。また、認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない（私立学校法第25条、第30条、第31条）。

この際、設立する学校法人は、私立学校法及び認可基準（告示）の定める基準に適合していることが必要である（私立学校法第31条、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示41号））。

（エ）構造改革特別区域において学校を設置することができる株式会社

学校を設置できる株式会社については、①学校の設置に必要な施設、設備又はこれらに要する資金、学校の経営に必要な財産を有すること、②学校の経営を担当する役員が学校を営むために必要な知識又は経験を有すること、③学校設置会社を運営する役員が社会的信望を有することを審査している（構造改革特別区域法第12条）。

ウ．大学の設置認可

国立大学についての認可は不要であり、公私立大学についてのみについて、文部科学大臣が行

う。文部科学大臣は、大学の設置の認可を行う場合は、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならない（学校教育法第4条、第95条、学校教育法施行令第43条）。

この際、大学を設置しようとする者は、学校教育法及び大学設置基準、短期大学設置基準等の各種基準（省令）に従い、これを設置しなければならない（学校教育法第3条）。

株式会社立大学は、構造改革特区においてのみ可能であり、設置の認可の手続きは私立大学と同様である。

2.3 自律性（大学の自治）

2.3.1 学問の自由の保障

憲法第23条は、学問の自由を広くすべての国民に保障するとともに、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とするところにかんがみ、特に「学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究する」ことを目的とする大学について保障したものと解される。

したがって、大学における学問の研究とその成果の教授は、外部の諸勢力の干渉を受けることなく自由に自主的に行われることが必要である。

大学の自治は、この憲法23条によって保障された学問の自由の精神に由来するものであり、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であると理解されている。

この大学の自治について、その内容は、①学長、教員等の大学の教育研究に携わる者の人事は、大学の自主的な決定に委ねられること、②大学の教育研究は、大学が自主的に決定した方針に従って行われるべきこと、などが主要なものとなっている。

「大学の自治」は、この「学問の自由」を保障するために伝統的に認められてきたものであるとの判断が1963年の最高裁判決（東大ポポロ事件）により示され、判例として確立している。

大学の自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度の範囲で自主的な秩序維持機能が認められることとされており、大学における学問研究とその結果の発表や教授の自由を保障するための自治を意味すると解されている。

なお、大学における教育課程の編成については、各大学の判断に委ねられており、国は課程の修了に必要な修得単位数（学士課程：124単位、修士課程：30単位、博士課程：30単位、短期大学：62単位）のみを定めている（大学設置基準第32条、大学院設置基準第16条、第17条、短期大学設置基準第18条）。

【コラム1】

学問の自由と大学の自治 ポポロ事件（最高裁昭和38・5・22判事335号5頁）

1. 事件の概要

昭和27年2月20日、東京大学法文経25番教室において同大学公認の学生団体「ポポロ劇団」が正式許可を得て、松川事件を素材とする演劇発表会を開催したが、同会場に警察官4名が私服で入場券を買って潜入していたのを学生が発見し、3人の身柄を拘束し、警察手帳を取り上げ謝罪文を書かせた。被告人はその際、洋服の内ポケットから紐を引きちぎる等の暴行を加えたとして「暴力行為等処罰ニ関スル法律」違反として起訴された。なお、右の警察手帳に記されたメモによれば、右の警察官が少なくとも昭和25年7月末ごろ以降、連日のように大学構内に立ち入り、張り込み・尾行・盗聴等によって学生・教職員・学内団体等の動向・活動・思想傾向等の情報収集を行っていたことが明らかであった。

2. 最高裁判所判決の判旨（抜粋）

- (1) 憲法23条の学問の自由は「学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由」を含み、学問の自由の保障はすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、大学が学術の中心として真理探究を本質とすることから、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨とする。教育ないし教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するが必ずしもこれに含まれない。しかし、大学については、憲法の右の趣旨と学校教育法第52条に基づいて教授の自由も保障される。
- (2) 「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。」その自治は、とくに教授・研究者の人事に関して認められる。それは「大学の学問の自由と自治は、大学が・・・深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味する・・・。」

2.3.2 教学と経営の分離

学校教育法においては、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、原則その経費を負担すること（第5条）、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督すること（第92条）、教授会は大学の重要事項を審議すること（第93条）との規定が設けられているが、教学と経営との関係は必ずしも明確に規定されていない。

ア. 国立大学

国立大学法人においては、教学と経営との円滑かつ一体的な合意形成への配慮や、国としての大学への一定の関与の存在等を考慮し、効果的・効率的な運営を実現させる観点から、大学としての運営組織とは別に設置者である法人としての固有の組織を設けず、法人の長と学長を同一の者とし、教学、経営両面の最終決定権者としている（国立大学法人法第11条）。

国立大学法人の内部組織として、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会（学長、学長が指名する理事及び職員、学外の有識者により構成）が置かれている（同法第20条）。また、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会（学長、学長が指名する理事、学部等の組織の長のうち教育研究評議会が定める者、学長が指名する職員により構成）が置かれている（同法第21条）。

イ. 公立大学

公立大学法人においては、理事長が学長を兼ねることを原則とするが、定款で定めるところにより学長と理事長を異なる者とすることも可能であり、また、一つの法人が複数の公立大学を設置することも可能となっている（地方独立行政法人法第71条）。

公立大学法人の内部組織として、経営に関する重要事項を審議する機関として経営審議機関（理事長、副理事長、その他の者により構成）が、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議機関（学長、学部長、その他の者により構成）が置かれている（同法第77条）。

上記のほか特段の定めは設けられておらず、教学と経営の関係の詳細については設立団体及び各公立大学法人の判断に委ねられている。

法人化していない公立大学における大学と設置者である地方公共団体との関係については、人事権に関しては教育公務員特例法により大学の意志を最大限尊重した人事が行われるように措置

されている（教育公務員特例法第3条～第9条）が、その他に関しては学校教育法の規定のほか特段の規定がなく、各設置者に委ねられている。

ウ．私立大学

私立大学については、大学とは別の組織として設置者である学校法人が存在するが、私立学校法における「学校法人の業務」の内容及び学長がつかさどる校務との関係については必ずしも法令上明確に規定されておらず、学校法人の理事長が学長を兼ねることも可能となっている。

上記のほか特段の法令上の定めは設けられておらず、教学と経営の関係の詳細については各学校法人の判断に委ねられている。

2.3.3 管理運営

ア．教学面

学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業については、教授会の議を経て学長が定めるとされている（学校教育法施行規則第144条）。また、課程を修了した者に対する卒業証書の授与は学長が行い（同規則第173条で第58条を準用）、学生への懲戒については学長及び教員が行うこととされている（学校教育法第11条）。その他の教学関係については明確な規定はないが、学長が校務をつかさどるとされていることから、教学関係の最終決定権限は学長にあると解される（同法第92条）。

大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならないとされており、教授をもって組織することを原則とするが、各大学の判断により准教授その他の職員を加えることができるとされている（同法第93条）。

教授会には、教授会に属する職員の一部をもって構成する代議員会、専門委員会等を設けることができ、当該代議員会等の議決をもって教授会の議決とすることができる（同法施行規則第143条）。

教授会を設置する単位については法令上の定めは設けられていないが、旧国立大学設置法（2004年4月廃止）において学部等ごとに置くこととされていたこともあって、慣習的に学部等ごとに置かれているのが一般的である（旧国立学校設置法第7条の2）。

なお、旧国立学校設置法においては、教授会の審議事項として、①学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、③その他教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項、④教育公務員特例法によりその権限に属させられた事項が掲げられていた（同法第7条の2）。

イ．教員人事面

（ア）国立大学

国立大学については、学長は国立大学法人の申出に基づいて文部科学大臣が任命し、その他の教員については学長が任命する（国立大学法人法第12条、第13条、第35条（独立行政法人通則法第26条を準用））。

学長の任命に係る文部科学大臣への申出は、学長選考会議の選考により行う（同法第12条）。学長選考会議は、以下によって構成する。

- ①当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから経営協議会において選出された者（経営協議会の学外委員の代表者）、
- ②教育研究評議会の委員のうち当該大学の教育研究上の組織の長及びその他の職員（教育研

究評議会の代表者)、この両者のうちからそれぞれ同数選出された者

- ③さらに、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を加えることもできるが、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

学長以外の教員(学部長等を含む。)の任命手続きについては、特段の定めはなく、各大学の判断に委ねられているが、慣習的に各教授会において具体的な選考が行われているのが一般的である。

(イ) 公立大学

公立大学法人については、理事長である学長は選考機関の選考に基づき、公立大学法人の申出に基づいて設立団体の長が任命し、理事長と別に任命する学長は、選考機関の選考に基づき、理事長が任命する(地方独立行政法人法第14条、第71条)。

学長の選考機関は、①理事長、副理事長その他の者から構成する経営審議会の委員、②学長、学部長その他の者から構成する教育研究審議機関の委員の両者のうちから各機関により選出されたものによって構成する(地方独立行政法人法第71条)。

学長以外の教員(学部長等を含む。)については、理事長である学長の場合は当該学長が、学長を理事長と別に任命した場合は当該学長の申出に基づき理事長が任命する(地方独立行政法人法第73条)。学長以外の教員の任命手続きについては、このほか特段の定めはなく、各大学の判断に委ねられているが、慣習的に各教授会において具体的な選考が行われているのが一般である。

法人化していない公立大学については、学長及び教員の任命については、学長の申出に基づいて設置者である地方公共団体の長が行う(教育公務員特例法第10条)。学長の申出は選考に基づくものとされ、学長の選考は評議会(学長、学部長その他の者で構成)が、学部長の選考は教授会の議に基づき学長が、学部長以外の部局長の選考は学長が、教員の選考は教授会の議に基づき学長が行う(教育公務員特例法第3条)。

(ウ) 私立大学

私立大学については、理事長及び理事についてはそれぞれの寄附行為に定めるところにより選任される。監事については、評議会の同意を得て理事長が任命する(私立学校法第35条、第38条)。

学長も含めその他の教職員については理事長が任命するが、人事手続きについて特段の法令上の定めは設けられておらず、各大学の判断に委ねられている。なお、一般の教員については、慣習的に各教授会において具体的な選考が行われているのが一般的である。

2.4 「大学」の名称の規制

大学以外の教育施設が、大学及び大学院の名称を使用することは法律で禁じられている(10万円以下の罰金)(学校教育法第135条、第146条)。

2.5 第3段階の教育機関(研究機関も含む)と学位授与権

2.5.1 第3段階の教育機関(学位授与権を有さない高等教育機関、研究機関)

ア. 高等専門学校

(1) 定義・目的

- ①深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、②その目的を実

現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする（学校教育法第115条）。

中学校卒業程度を入学資格とし、修業年限を通常5年とする（同法第117条、第118条）。

学校教育法第1条に基づく学校である。

（2）設置者

高等専門学校は、公的な性格を有するものとして、国（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）及び法律に定める法人（私立学校法に定める学校法人）のみが設置できる。（教育基本法第6条）

なお、構造改革特区においては、特例的に株式会社による設置も可能である。（構造改革特別区域法第12条）

（3）設置者の設立認可

（ア）国立高等専門学校機構

国立高等専門学校機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法により設立された法人であり、文部科学大臣の認可が必要な法人ではない（独立行政法人国立高等専門学校機構法第1条）。機構は、高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としている（独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条）。なお、機構が設置する高等専門学校については、同法において個別に規定されている（独立行政法人国立高等専門学校機構法別表）。

（イ）公立大学法人

公立高等専門学校のための設置を目的とする地方独立行政法人は現行制度上設立は認められていないが、公立大学法人による高等専門学校の設置は可能である（地方独立行政法人法第21条第2号）。

（4）高等専門学校の設置認可

国立高等専門学校は認可不要であり、公立及び私立高等専門学校についてのみ、文部科学大臣が行う。文部科学大臣は、高等専門学校の設置の認可を行う場合は、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならない（学校教育法第4条、第123条）。

この際、学校教育法及び高等専門学校設置基準（省令）に適合していることが必要である（学校教育法第3条）。

株式会社立高等専門学校については、構造改革特区においてのみ可能であり、設置の認可の手続きは私立学校と同様である。

イ．専修学校専門課程（専門学校）

（1）定義・目的

専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、①修業年限が1年以上、②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上、③教育を受ける者が常時40人以上、に該当する組織的な教育を行うものとする（学校教育法124条）。

高等学校卒業程度を入学資格とし、修業年限を1年以上とする（同法第124条、第125条）学

校（学校教育法第1条に定める学校）以外の教育機関である。

（2）設置者

①専修学校経営を営むために必要な経済的基礎を有していること、②設置者が専修学校を営むために必要な知識又は経験を有すること、③設置者が社会的信望を有することという要件を満たした者であれば、法人（営利法人を含む）、個人に関わらず設置が可能（学校教育法127条）。

（3）準学校法人の設立認可

専修学校、各種学校の設置のみを目的として私立学校法の規定に基づき設立される法人を「準学校法人」と称している（学校教育法第1条に規定する学校を併せて設置している場合は学校法人となる）。

学校法人を設立しようとする者は、その成立を目的とする寄附行為を定め、これについて都道府県知事の認可を受けなければならない。都道府県知事は、学校法人設立の申請があった場合には、当該申請のあった学校法人の資産が要件に適合しているか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか審査した上で認可を決定しなければならない。また、認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない（私立学校法第64条）。

この際、私立学校法及び各都道府県が定める認可の基準に合致していることが必要である（私立学校法第64条）。

（4）専修学校（専門課程）の設置認可

私立の専修学校については、都道府県知事が認可を行う。都道府県知事は、専修学校の設置の認可を行う場合は、私立学校審議会に諮問しなければならない（学校教育法第130条、私立学校法第64条）。

この際、学校教育法、専修学校設置基準（省令）及び各都道府県が定める認可の基準に適合していることが必要（学校教育法第128条）。

株式会社立専修学校については、設置可能。

2.5.4 第3段階の教育機関の自律性（自治）

ア．学問の自由の保障

「学問の自由」を保障するために認められてきた「大学の自治」は学術の中心として教育研究活動を行う大学について保障するものと解されており、高等専門学校及び専門学校について大学と同様の自治が認められるとは一般に解されていない。

また、学問の自由のうち、学問研究の自由、研究発表の自由については大学以外の教育機関の教員についても保障されるべきものであるが、教授の自由については、普通教育において完全な自由を認めることは許されないとする1976年の最高裁の判決（旭川学力テスト事件）がある。

【コラム2】

教育を受ける権利と教育権 旭川学テ事件（最高裁昭和51・5・21判事814号33頁）

1. 事件の概要

昭和36年に実施された全国中学校一斉学力調査（以下「学テ」という）に対し旭川市立永山

中学校で実力阻止行動を行った労組役員4名が、建造物侵入、公務執行妨害、共同暴行罪で起訴された。

2. 最高裁判所判決の判旨（抜粋）

(1) 憲法23条の保障する学問の自由は、学問研究の結果を教授する自由をも含むが、さらに、「知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、たとえば、教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない」。しかし、「児童生徒に・・・〔教授内容を批判する〕能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力、支配力を有することを考え、また、普通教育においては、子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機関均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等を思いいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されない」。

イ. 教学と経営の関係

(ア) 高等専門学校

学校教育法においては、設置者が設置する学校を管理し、原則その経費を負担すること（5条）及び校長が校務をつかさどり所属職員を監督すること（120条）が定められている。また、課程を修了した者に対する卒業証書の授与は校長が行い（学校教育法施行規則第179条で第58条を準用）、学生への懲戒については校長又は教員が行うこととされている（学校教育法第11条）。その他の教学関係については明確な規定はないが、校務をつかさどる校長が教学関係の最終決定権を有していると解される。なお、大学と異なり、教授会に関する規定は設けられていない。

国立高等専門学校については、全55校（2009年4月現在）の設置者として独立行政法人国立高等専門学校機構が置かれている。各高専の教育活動に対する機構の具体的な権限や機構の内部組織について特段の定めは設けられていない。

独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長は文部科学大臣が任命し、校長をはじめとする教員については、機構の理事長が任命することとされている（独立行政法人通則法第20条、第26条）。

公立高等専門学校については、地方公共団体が設置し教育委員会が管理するものと、公立大学法人が設置・管理するものがある。

教育委員会が管理する高専については、教育委員会が施設・設備、組織編成、教育課程等の管理運営の基本的事項について教育委員会規則を定め、各高専は当該規則に基づき具体的な方針・内容等を定めることとなる（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条）。

また、校長をはじめとする教員の人事権については教育委員会が有している。

公立大学法人が設置・管理する高等専門学校については、公立大学のように各高等専門学校に教育研究審議機関を置くことはされておらず、教学と経営の関係の詳細については各法人に委ねられている。

また、校長をはじめとする教員の人事権については理事長が有している。なお、公立大学の場合のような人事の手続き等については特段規定されていない。

私立高専については、私立大学の場合と同様であり、教学と経営の関係の詳細については各学校法人の判断に委ねられている。

（イ）専修学校専門課程

学校教育法においては、設置者が設置する学校を管理し、原則その経費を負担すること、学生への懲戒については校長及び教員が行うことが定められている（学校教育法第133条で第5条及び第11条を準用）。また、専修学校の生徒の入学、退学、休学等については校長が定めること（同法施行規則第181条）、課程を修了した者に対する卒業証書の授与は校長が行うこととされている（同規則第189条で第58条を準用）。

その他の教学関係について特段の規定はなく、教学と経営の関係の詳細については各設置者の判断に委ねられている。

校長をはじめとする教員の人事については特段の規定はなく、一般的には設置者が有することとなる。

高等教育段階の多様な学修成果を評価し、大学卒業者、大学院修了者以外の者にも学位を授与することができるよう、そのための特別かつ唯一の機関として、1991年に学位授与機構が法律の規定により創設されている。（当時は国立学校設置法に基づく大学等共同利用機関。2004年度に改組し、現在は独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づく独立行政法人。）

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、①短期大学、高等専門学校を卒業した者又は専門学校を修了した者等であって、大学における一定の学修又はこれに相当する学修を行った者に対する学士の学位の授与、②学校以外の教育施設で大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものの修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与を行っている。（学校教育法第104条第4項）

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等の教育研究活動の状況についての評価を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学修の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的としている。（独立行政法人大学評価・学位授与機構法第3条）

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、本来大学固有の権能である学位授与を業務とする特殊性に鑑みた組織として、大学人を中核とした運営の自主性・自律性を確保する必要があることから、当初、国立大学の設置の根拠法である国立学校設置法に基づく機関として設置され、長の任命や業務運営に関して大学に準じた取扱いがなされていた。その後、2004年の国立大学の法人化に伴い法人化されたが、法人化後も、大学関係者を中核として運営されることを趣旨として、法制上、有識者から構成される評議員会を必置の機関とし、機構長を任命しようとする場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴取することとされ、業務の特殊性に配慮した制度的な保障がなされている。（同法第10条、第14条）

独立行政法人大学評価・学位授与機構における学位授与の審査は、主として大学教員により構成されることを基本とし、同機構に置かれる「学位審査会」及びその下に置かれる専門分野別の「専門委員会」において厳正に行っており、これにより授与する学位の「質」を確保している。

【コラム3】

独立行政法人大学評価・学位授与機構における学位授与の審査

1. 短期大学及び高等専門学校卒業者等への学士の学位の授与

独立行政法人大学評価・学位授与機構では、短期大学及び高等専門学校の卒業者など、高等教育機関において一定の学修を修め、まとまりのある学修の成果をもとに、さらに大学の科目等履修生制度などを利用して所定の単位を修得し、かつ機構が行う審査の結果、大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた者に対して、学士の学位を授与している。

この制度により、各人の興味・関心に応じて複数の大学で単位を修得すること、在学年限の制約を受けることなく自らのペースで単位修得を行うこと等、多様な学修の積み重ねの成果により、学士の学位取得を行うことが可能となる。

①具体的な基礎資格

- ・短期大学を卒業した者
- ・高等専門学校を卒業した者
- ・専門学校を修了した者（専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの）
- ・大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者
- ・旧国立工業教員養成所を卒業した者
- ・旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- ・外国で14年以上の学校教育の課程を修了した者

2. 学校以外の教育施設の修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与

各省庁大学校からの申し出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にあると認められるものを大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行う課程として認定。

認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに、教育の実施状況等についての審査（レビュー）を行い、教育の水準が維持されていることを確認。

「学校以外の教育施設で大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるもの」については、学校教育法体系以外の法令体系により設置された教育施設であり、国家行政組織法第8条の2に基づく試験研究機関、文教研修施設及び個別法に基づく教育機関（いわゆる各省大学校等）が該当しうる。

2009年度現在、大学評価・学位授与機構の認定を受けている課程は博士課程で2箇所、修士課程で5箇所、学士課程で7箇所である。

3. 学位と学位授与権

3.1 学位の定義・種類

学位について法令上の明確な定義はないが、単に本人が称することができる称号とは異なり、大学から授与されるものとされている（学校教育法第104条）。

学位の種類は、博士、修士、専門職学位、学士、短期大学士の5つである。

大学又は大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たり、学位の名称の後の（ ）内に、

適切な専攻分野の名称を付記することとしている（例：学士（工学）（学位規則第10条））。

ただし、専門職学位については、法科大学院の修了者は「法務博士（専門職）」、教職大学院の修了者は「教職修士（専門職）」、他の専門職学位課程の修了者は専攻分野の名称を冠して「○○修士（専門職）」と標記することとなっている（同規則第5条の2）。

専攻分野の名称に関しては特段の規制や指針はなく、専攻内容に照らし著しく不適当な名称でない限り認められている。

3.2 学位授与権の認可

3.2.1 学位授与権の認可及び設置認可

大学の設置認可と学位授与権の認可は同義であり、国（文部科学大臣）の設置認可により学位授与権も同時に大学に付与される。

ただし、設置認可は、大学の教育上の組織ごとに、授与できる学位の種類及び分野を特定して行われる（大学に対して包括的に学位授与権を与えるものではない）。このため、学部等の組織の設置・改廃や学位の種類及び分野の変更に当たっては、原則として国（文部科学大臣）の認可が必要である。ただし、学位の種類及び分野の変更がなく、収容定員の増がない場合には、国（文部科学大臣）への届出により学部等を設置することができる（学校教育法第4条）。

3.2.2 学位課程ごとの認可基準

ア．博士課程（大学院設置基準）

（1）教育課程を教授する教員の要件（取得学位、専任など）（大学院設置基準第9条）

博士課程を担当する教員は、

- ①博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ②研究上の業績が一の者に準ずると認められる者
- ③専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

のうちの一つに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者であることが必要である。

（2）課程の修業年限（大学院設置基準第4条）

標準修業年限は5年で、前期2年、後期3年に区分することも可能である。

（3）教育課程の水準

特に定めはない。

（4）学習量（大学院設置基準第17条）

30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること

（5）施設設備（図書室）（大学院設置基準第19条から第22条の3）

当該大学院の教育研究に必要な①講義室、研究室、実験・実習室、演習室等、②機械、器具及び標本、③図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を備えることが必要である。

- (6) 修士課程の実績, その他
特に定めはない。

イ. 修士課程 (大学院設置基準)

- (1) 教育課程を教授する教員の要件 (取得学位, 専任など) (大学院設置基準第9条)

修士課程を担当する教員は,

- ①博士の学位を有し, 研究上の業績を有する者
- ②研究上の業績が一の者に準ずると認められる者
- ③芸術, 体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- ④専攻分野について, 特に優れた知識及び経験を有する者

のうちの一つに該当し, かつ, その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者であることが必要である。

- (2) 課程の修業年限 (大学院設置基準第3条)

標準修業年限は2年である。

- (3) 教育課程の水準

特に定めはない。

- (4) 学習量 (大学院設置基準第16条)

30単位以上を修得し, 必要な研究指導を受けた上, 当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することが必要である。

- (5) 施設設備 (図書室) (大学院設置基準第19条から第22条の3)

当該大学院の教育研究に必要な①講義室, 研究室, 実験・実習室, 演習室等, ②機械, 器具及び標本, ③図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を備えることが必要である。

- (6) 学士課程の実績, その他

特に定めはない。

ウ. 専門職学位課程 (専門職大学院設置基準)

- (1) 教育課程を教授する教員の要件 (取得学位, 専任など) (専門職大学院設置基準第5条)

- ①専攻分野について, 教育上又は研究上の業績を有する者
- ②専攻分野について, 高度の技術・技能を有する者
- ③専攻分野について, 特に優れた知識及び経験を有する者

のうちのいずれかに該当し, かつ, その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者であることが必要である。

- (2) 課程の修業年限 (専門職大学院設置基準第2条及び第3条, 第18条, 第26条)

標準修業年限は2年である。(分野の特性に応じて1年以上2年未満も可。また法科大学院については標準修業年限3年。)

(3) 教育課程の水準

特に定めはない。

(4) 学習量（専門職大学院設置基準第5条，第23条，第29条）

当該専門職大学院の定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修が必要である（法科大学院にあっては93単位以上，教職大学院にあっては45単位以上の修得）。

(5) 施設設備（専門職大学院設置基準第17条）

当該大学院の教育研究に必要な①講義室，研究室，実験・実習室，演習室等，②機械，器具及び標本，③図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を備えることが必要である。

(6) 学士課程の実績，その他

特に定めはない。

エ. 学士課程（大学設置基準）

(1) 教育課程を教授する教員の要件（取得学位，専任など）（大学設置基準第14条から第16条の2）

(ア) 教授

- ①博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，研究上の業績を有する者
- ②研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- ③学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- ④大学において教授，准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- ⑤芸術，体育等については，特殊な技能に秀でていと認められる者
- ⑥専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
のうちのいずれかに該当し，かつ，大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(イ) 准教授

- ①教授の資格のいずれかに該当する者
- ②大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- ③修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- ④研究所，試験所，調査所等に在職し，研究上の業績を有する者
- ⑤専攻分野について，優れた知識及び経験を有すると認められる者
のうちのいずれかに該当し，かつ，大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(ウ) 講師

- ①教授又は准教授の資格のいずれかに該当する者
- ②その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者のうちのいずれかに該当する者とする。

(エ) 助教

- ①教授又は准教授の資格のいずれかに該当する者
- ②修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- ③専攻分野について，知識及び経験を有すると認められる者のうちのいずれかに該当し，かつ，大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(2) 課程の修業年限（学校教育法第87条）

修業年限は4年である。（医学又は歯学にかかる学科，薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力の培うことを主たる目的とするもの，獣医学に関する学科は6年である。）

(3) 教育課程の水準

特に定めはない。

(4) 学習量（大学設置基準第32条）

124単位以上の修得が必要である。（医学又は歯学にかかる学科は166単位以上，薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力の培うことを主たる目的とするものは186単位以上，獣医学に関する学科は182単位以上必要である。）

(5) 施設設備（大学設置基準第34条から第40条の3）

当該大学の教育研究に必要な①校地，校舎（数値基準有り），②学長室，会議室，事務室，研究室，教室，図書館，医務室，学生自習室，学生控室，運動場，体育館等の施設，③図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料，④機械，器具及び標本等を備えることが必要である。

(6) 準学士課程の実績，その他

特に定めはない。

オ. 短期大学士（短期大学設置基準）

(1) 教育課程を教授する教員の要件（取得学位，専任など）（短期大学設置基準第23条から第25条の2）

上記学位課程とほぼ同一だが，

- ・大学における教授経験に加え，短期大学及び高等専門学校における教授経験も認められ，

・研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者が教授の資格としても認められる
 という点で違いがある。

(2) 課程の修業年限 (学校教育法第108条)

修業年限は2年又は3年である。

(3) 教育課程の水準

特に定めはない。

(4) 学習量 (短期大学設置基準第18条)

62単位以上の修得 (3年制の場合は93単位以上)

(5) 施設設備 (短期大学設置基準第27条から第33条の3)

当該大学の教育研究に必要な①校地、校舎 (数値基準有り)、②学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、保健室、運動場、体育館等の施設、③図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料、④機械、器具及び標本等を備えることが必要である。

(6) 以前の教育に関する実績、その他

特に定めはない。

3.3 各学位課程における学位授与

博士、修士、専門職学位、学士、短期大学士のいずれについても、審査の担当者については特段の定めはなく、各大学で定められている。

3.4 共同学位 (joint degree) の学位授与権

3.4.1 国内の複数大学・高等教育機関による学位の共同授与

ア. 制度の有無

平成21年3月より、大学における教育課程の共同実施制度が発足した。本制度は、地方における高等教育の支援や地方振興に資するため、国公私を通じ、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設するものである。

現在、平成22年度の開設予定を設置届出により受理している大学が3つある。

早稲田大学大学院と東京女子医科大学大学院においては、早稲田大学大学院の先進理工学研究科と東京女子医科大学大学院医学研究科が共同で、共同先端生命医科学専攻 (博士課程) を設置することとなっている。

また、早稲田大学大学院と東京都市大学大学院においては、早稲田大学大学院先進理工学研究科と東京都市大学大学院工学研究科が共同で、共同原子力専攻 (博士課程及び修士課程) を設置することとなっている。

さらに、早稲田大学と東京農工大学においては、早稲田大学先進理工学研究科と東京農工大学大学院生物システム応用科学府が共同で、共同先進健康科学専攻を設置することとなっている。

イ．設置認可

(1) 認可主体

文部科学大臣

(2) 参加機関の設置者

国立大学法人，公立大学法人，地方公共団体，学校法人を想定している。

(3) 認可の要件

大学は共同教育課程のみ（大学院の課程に係るものを含む。）を編成することはできない。

(4) 手続き

各大学の共同学科等の設置の認可申請又は届出等の手続きは，通常の学部，学科等の設置の場合と同様に，認可申請又は届出等の手続きが必要である。また，構成大学に新たに大学を追加する場合又は構成大学のうち一部の大学が離脱する場合には，編成する共同教育課程の内容の変更を伴うものであり，それまでの共同学科等の組織を一旦廃止の上，改めて新しい組み合わせの構成大学による共同学科等の組織の設置を行うものであることから，認可申請又は届出等の手続きが改めて必要である。

(5) 根拠法令

大学設置基準第43条から第49条までである。（同様の規定が，大学院設置基準，短期大学設置基準，専門職大学院設置基準において整備されている。）

ウ．学位授与権

(1) 授与権者

当該共同教育課程を編成するすべての大学

(2) 学位授与権の所在

当該共同教育課程を編成するすべての大学

(3) 認可の要件

特段の定めはない。

エ．共同学位課程の要件

(1) 学位の種類・レベル

短期大学士，学士，修士，博士，専門職の学位。

(2) 学生の学籍の所在

共同教育課程を修了した者には構成大学の連名による学位が授与されることから，共同教育課程を履修する学生は制度上は全ての構成大学に在籍する。

(3) 教育課程の構成

二以上の大学は，当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を，当該以上の大学

のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程を編成することができるものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学は、それぞれの主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする（大学設置基準第43条第1項）。大学は、共同教育課程のみ（大学院の課程に係るものを含む。）を編成することはできないものとする（大学設置基準第43条第2項）。構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする（大学設置基準第43条第3項）。

（4）修了要件

①学士課程

構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修による修得したものとそれぞれみなすものとする（大学設置基準第44条）。

共同教育課程を編成する学科に係る卒業要件は、大学設置基準第32条に定めるもののほか、医学・歯学に関する学科以外の場合は、31単位以上、医学・歯学に関する学科の場合は、32単位以上とする（大学設置基準第45条）。

②修士課程・博士課程

構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成大学院のうち他の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修による修得したものとそれぞれみなすものとする。また、構成大学院は、学生が当該構成大学院のうち一の大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成大学院のうち他の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする（大学院設置基準第32条）。

共同教育課程を編成する修士課程又は博士課程の修了要件は、大学院設置基準第16条又は第17条（第3項を除く。）に定めるもののほか、それぞれの大学院において共同教育課程の授業科目の履修により10単位以上を取得するものとする（大学院設置基準第33条）。

③短期大学士課程

構成短期大学は、学生が当該構成短期大学のうち一の短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成短期大学のうち他の短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修による修得したものとそれぞれみなすものとする（短期大学設置基準第37条）。

共同教育課程を編成する学科に係る卒業要件は、短期大学設置基準第18条に定めるもののほか、2年制の場合は、10単位以上、3年制の場合は、20単位以上、夜間学科（3年制）の場合は、10単位以上とする（短期大学設置基準第38条）。

④専門職学位課程

構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修による修得したものとそれぞれみなすものとする。また、構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院に

において受けた当該共同教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする（専門職大学院設置基準第33条）。

共同教育課程を編成する専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院設置基準第15条、第23条又は第29条に定めるもののほか、法科大学院・教職大学院以外の場合は、10単位以上、法科大学院の場合は、7単位以上、教職大学院の場合は、7単位以上を取得するものとする（専門職大学院設置基準第34条）。

オ. 学位記

（1）授与者の名義

共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を実施する大学が連名で行うものとする（学位規則第10条の2）。

（2）表記方法

構成大学すべての連名で表記する。

カ. 他の類似制度

このほかに、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置することは可能（大学院設置基準7条の2）。

この場合、学位は基幹となっている大学名で授与され、複数の大学の連名ではない。

3.4.2 国内外の複数大学・高等教育機関による学位の共同授与

国内外の複数大学・高等教育機関による学位の共同授与の制度はない。

3.5 「学位」名称の規制

学位を詐称した者は拘留又は科料に処することとされている（軽犯罪法第1条）。

3.6 学位の質保証

3.6.1 学位課程の質保証（アクレディテーション、評価）

ア. 第三者評価

すべての大学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、7年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けなければならない（学校教育法第109条）。

専門職大学院は、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について5年以内ごとに大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けなければならない（同法第109条）。

国立大学は、業務の実績について毎年度及び中期目標期間（6年間）終了時に国立大学法人評価委員会による評価を受けなければならない（国立大学法人法第35条）。

イ. その他

すべての大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価し、その結果を公表しなければならない（学校教育法第109条）。

3.6.2 ニセ学位（degree mill）対策

ユネスコの「高等教育の質保証に関する情報ポータル」構築事業へ参加し、政府により正式に

認可された高等教育機関のリストを作成・公開している。

海外の正式に認定された大学のリストにない機関が供与した学位を、教員の採用・昇進の審査書類に記載していた例や大学のパンフレット、ホームページに掲載していた事例の有無について、2007年7月から9月にかけて調査し、12月に結果を公表している。

また、前述のとおり、学位を詐称した者は拘留又は科料に処することとされている（軽犯罪法第1条）。

3.7 学位と職業資格との関係

学位の取得が直接資格取得につながっているものはない。ただし、特定の資格を取得するための要件の一つとして、大学において一定の学修を行うことやあらかじめ指定したり、認定を受けた課程を修了することを求めていたりする場合はある。

引用・参考文献

- 佐藤司，2000年，「芦部信喜・高橋和之・長谷部恭男編『憲法判例百選Ⅰ第4版』」，有斐閣，184頁
- 米沢広一，2007年，「高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅱ第5版』」，有斐閣，308頁

日本の高等教育基礎データ

1. 機関数（2009年度）（学校基本調査より）

	国立	公立	私立	計
大学	86校	92校	595校	773校
短期大学	2校	26校	378校	406校
高等専門学校	55校	6校	3校	64校
専修学校のうち 専門課程を置く学校	11校	200校	2,716校	2,927校

通信教育

大学	-	-	42校 (うち1校は放送大学学園立)	42校
大学院	-	-	26校 (うち1校は放送大学学園立)	26校
短期大学	-	-	11校	11校

2. 在学者数（2007年度）（学校基本調査より）

	国立	公立	私立	計
大学	621,800人	136,913人	2,087,195人	2,845,908人
短期大学	3人	9,973人	151,000人	160,976人
高等専門学校	53,355人	4,028人	2,003人	59,386人
専修学校のうち 専門課程を置く学校	538人	26,187人	525,986人	552,711人

通信教育

大学	-	-	226,384人 (うち75,894人は放送大学学園立)	226,384人
大学院	-	-	8,437人 (うち5,627人は放送大学学園立)	8,437人
短期大学	-	-	21,164人	21,164人

3. 学位授与数（2006年度）（学位授与状況調査より）

学士	559,465人
修士	74,363人
博士	17,860人
専門職学位	6,758人

資料：日本の高等教育関係法令

1. 教育基本法（平成18年法律第120号）

（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

2. 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第4条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるとこ

ろにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 (略)
- 5 第2項第1号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

- 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。ことができる。

- 2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長の職務を助ける。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第93条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第94条 大学について第3条に規定する設置基準を定める場合及び第4条第5項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第95条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第4条第3項若しくは第15条第2項若しくは第3項の規定による命令又は同条第1項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第96条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第97条 大学には、大学院を置くことができる。

第98条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第100条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第103条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第85条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第104条 大学（第108条第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の

規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

- 5 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

- 2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
- 3 前項の大学は、短期大学と称する。
- 4 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
- 5 第2項の大学には、学科を置く。
- 6 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。
- 7 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。
- 8 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第111条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第112条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第114条 第37条第14項及び第60条第6項の規定は、大学に準用する。

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

- 2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第117条 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、五年六月とする。

第119条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

- 2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第120条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
- 4 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学

生を教授する。

- 5 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
- 6 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。
- 7 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第121条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第123条 第37条第14項、第59条、第60条第6項、第94条（設置基準に係る部分に限る。）、第95条、第98条、第105条から第107条まで、第109条（第3項を除く。）及び第110条から第113条までの規定は、高等専門学校に準用する。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- 2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

- 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者が社会的信望を有すること。

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- 一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- 二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び

環境

- 三 目的，生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備
- 四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

第129条 専修学校には，校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- 2 専修学校の校長は，教育に関する識見を有し，かつ，教育，学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- 3 専修学校の教員は，その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し，文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第130条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか，専修学校の設置廃止（高等課程，専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。），設置者の変更及び目的の変更は，市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会，私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は，専修学校の設置（高等課程，専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは，申請の内容が第124条，第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で，認可に関する処分をしなければならない。
- 3 前項の規定は，専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は，第1項の認可をしない処分をするときは，理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第131条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか，専修学校の設置者は，その設置する専修学校の名称，位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは，市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に，私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る。）は，文部科学大臣の定めるところにより，大学に編入学することができる。

第135条 専修学校，各種学校その他第1条に掲げるもの以外の教育施設は，同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

- 2 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を，専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校を，専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第146条 第135条の規定に違反した者は，十万円以下の罰金に処する。

3. 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（法第95条の審議会等で政令で定めるもの）

第43条 法第95条（法第123条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは，大学設置・学校法人審議会とする。

4. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第58条 校長は，小学校の全課程を修了したと認めた者には，卒業証書を授与しなければならない。

第143条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもつて、教授会の議決とすることができる。

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

第173条 第58条の規定は、大学に準用する。

第179条 （略）

第181条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第189条 （略）

5. 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）

（施設等機関）

第8条の2 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

6. 国立大学法人法（平成15年法律第112号）

第2条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3～8 （略）

（役員職務及び権限）

第11条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第5号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

- 2 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。
 - 一 第20条第2項第3号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者
 - 二 第21条第2項第3号又は第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。
- 7 第2項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。
- 8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第13条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

- 2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（経営協議会）

第20条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
 - 一 学長
 - 二 学長が指名する理事及び職員
 - 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 3 前項第3号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
- 4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
 - 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項
- 5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。

（教育研究評議会）

第21条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
 - 二 学長が指名する理事
 - 三 学部，研究科，大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち，教育研究評議会が定める者
 - 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
- 3 教育研究評議会は，次に掲げる事項について審議する。
- 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
 - 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 教員人事に関する事項
 - 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
 - 七 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項
- 4 教育研究評議会に議長を置き，学長をもって充てる。
- 5 議長は，教育研究評議会を主宰する。

7. 国立学校設置法（昭和24年法律第150号） → 平成16年4月1日 廃止

（教授会）

第7条の4 次に掲げる国立大学の組織に，教授会を置く。

- 一 学部
 - 二 国立大学院大学の大学院の研究科
 - 三 前条第二項第二号の文部科学省令で定める大学院の研究科（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 教養部
 - 五 大学附置の研究所
- 2 次に掲げる国立大学の組織に，当該国立大学の定めるところにより，教授会を置くことができる。
- 一 大学院の研究科（前項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）で専任の教授を置くもの
 - 二 第13条の規定に基づき置かれる組織で専任の教授を置くもの
- 3 前項各号に掲げる組織に教授会を置かない場合にあつては，当該組織の専任の教授は，第1項各号に掲げる組織のうち当該国立大学が定めるものに置かれる教授会に所属するものとする。
- 4 第1項及び第2項の教授会は，次の各号（第1項第4号及び第5号並びに第2項第2号に掲げる組織に置かれる教授会にあつては，第3号）に掲げる事項について審議し，及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
- 一 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項
 - 二 学生の入学，卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - 三 その他当該教授会を置く組織（前項の規定により第二項各号に掲げる組織の教授が所属することとされた教授会を置く組織にあつては，当該各号に掲げる組織を含む。）の教育又は研究に関する重要事項
- 5 評議会を置かない国立大学にあつては，第1項第1号又は第2号に掲げる組織に置かれる教授会は，前項各号に掲げる事項のほか，前条第5項各号（第6号及び第8号を除く。）に掲げる事項について審議する。
- 6 教授会に議長を置き，当該教授会を置く組織の長（評議会を置かない国立大学の第1項第1号又は第2号に掲げる組織でその長を置かないものにあつては，学長）をもって充てる。

7 議長は、教授会を主宰する。

8. 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（設立）

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 設立団体
 - 四 事務所の所在地
 - 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
 - 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
 - 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
 - 八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第五号及び第二十四条において同じ。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
 - 九 資本金、出資及び資産に関する事項
 - 十 公告の方法
 - 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款（前項第五号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第1項第5号に掲げる事項については、定款を変更することができない。

（役員の任命）

第14条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

- 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。
- 3 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
- 4 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（業務の範囲）

第21条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと。

- 二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと。
- 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
 - イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）
 - ロ 工業用水道事業
 - ハ 軌道事業
 - ニ 自動車運送事業
 - ホ 鉄道事業
 - ヘ 電気事業
 - ト ガス事業
 - チ 病院事業
 - リ その他政令で定める事業
- 四 社会福祉事業を経営すること。
- 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前3号に掲げるものを除く。）。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（名称の特例）

- 第68条 一般地方独立行政法人で第21条第2号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第4条第1項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。
- 2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

（理事長の任命の特例等）

- 第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。
- 2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。
 - 3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第5項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第5項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。
 - 4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第77条第1項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第3項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。
 - 5 第1項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。
 - 6 第3項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

- 7 第5項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第14条第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。
- 8 公立大学法人（第1項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。）の理事長は、第14条第1項の規定にかかわらず、第6項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。
- 9 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第14条第3項の規定にかかわらず、第6項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第4項の規定を準用する。

（教員等の任命等）

第73条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）を第20条の規定により任命し、免職し、又は降任するとき、学長の申出に基づき行うものとする。

（審議機関）

第77条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。
- 3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。
- 4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

9. 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（採用及び昇任の方法）

第3条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

- 2 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。
- 3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。
- 4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。
- 5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会の議に基づき学長が行う。
- 6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。

（転任）

第4条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

- 2 評議会及び学長は、前項の審査を行うに当たつては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 評議会及び学長は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 評議会及び学長は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前三項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長が定める。

(降任及び免職)

第5条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第6条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、評議会の議に基づき学長が定める。

(任期)

第7条 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

(定年)

第8条 大学の教員に対する地方公務員法第28条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第2項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第4項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 大学の教員については、地方公務員法第28条の2第3項及び第28条の3の規定は、適用しない。

3 大学の教員への採用についての地方公務員法第28条の4から第28条の6までの規定の適用については、同法第28条の4第1項、第28条の5第一項並びに第28条の6第1項及び第2項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第28条の4第2項（同法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

(懲戒)

第9条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第10条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

10. 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）

(目的)

第1条 この法律は、独立行政法人国立高等専門学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(機構の目的)

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校

（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

11. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（役員の内命）

第20条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第18条第2項の規定により置かれる役員は、第1項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（職員の内命）

第26条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

12. 私立学校法（昭和24年法律第270号）

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（資産）

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

- 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（申請）

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の内数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- 六 理事会に関する規定
- 七 評議員会及び評議員に関する規定
- 八 資産及び会計に関する規定
- 九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- 十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第1項第10号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第31条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(役員)

第35条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かななければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(役員を選任)

第38条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第44条第1項において同じ。）

三 前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第1号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることにはならない。

8 学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

(私立専修学校等)

第64条 (略)

13. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項につい

て、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

14. 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

（学校教育法の特例）

第12条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第2号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第2条第1項中「及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは「、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第4条第1項第3号、第95条及び附則第6条において学校設置会社という。）」と、同条第2項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第4条第1項第3号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第95条（同法第123条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第4条第1項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第13条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第6条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

- 2 前項の規定により学校教育法第4条第1項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第19条第1項第1号並びに別表第2号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

3～13 （略）

15. 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）

（機構の目的）

第3条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(機構長の任命)

第10条 文部科学大臣は、通則法第20条第1項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。

(評議員会)

第14条 機構に、評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、第10条の規定による機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べることができる。

16. 学位規則 (昭和28年文部省令第9号)

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第5条の2 法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区 分	学 位
専門職大学院の課程 (次項以下の課程を除く。) を修了した者に授与する学位	修士(専門職)
専門職大学院設置基準 (平成十五年文部科学省令第十六号) 第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士(専門職)
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士(専門職)

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

17. 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号)

(教授の資格)

第14条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。) を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則 (昭和28年文部省令第9号) 第5条の2に規定する専門職学位 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。) を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴 (外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。) のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第15条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者

- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第16条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第14条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第16条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（卒業の要件）

第32条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。
- 5 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

（校地）

第34条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

（運動場）

第35条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
 - 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
 - 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
 - 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
 - 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
 - 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

第37条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第37条の2 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第48条第1項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第48条第1項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

(図書等の資料及び図書館)

第38条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

- 2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

（薬学実務実習に必要な施設）

第39条の2 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

第40条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第40条の2 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（教育研究環境の整備）

第40条の3 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（共同教育課程の編成）

第43条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学

(以下「構成大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るものを含む。）のみを編成することはできない。
- 3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第44条 構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位（第32条第2項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第45条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第32条第1項、第3項又は第4項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第32条第2項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。
- 3 前2項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第28条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る専任教員数)

第46条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一の表の中欄又は口の表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

- 2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。
- 3 第1項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一の口の表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同学科に係る校地の面積)

第47条 第37条第1項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有するこ

とを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第48条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又は口の表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

- 2 第37条の2及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第49条 前2条に定めるもののほか、第34条から第36条まで及び第38条から第40条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

18. 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

（修士課程）

第3条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

（博士課程）

第4条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。
- 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとするすることができる。
- 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第3項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、そ

の標準修業年限は、三年を超えるものとするができる。

第9条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
 - 二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
 - 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
 - ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

（修士課程の修了要件）

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第17条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第3条第3項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第3条第3項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第3条第3項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年（第4条第3項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻

又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第3条第3項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第4条第3項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第4条第3項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第3条第3項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（講義室等）

第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

（機械、器具等）

第20条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（図書等の資料）

第21条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

（学部等の施設及び設備の共用）

第22条 大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

第22条の2 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第22条の3 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

19. 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）

(卒業の要件)

第18条 修業年限が二年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に三年以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学にあっては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあっては四十六単位（第19条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあっては三十単位）を超えないものとする。

(教授の資格)

第23条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあつては実的な技術に秀でていと認められる者
- 五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第24条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第23条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第25条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第23条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（校地）

第27条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

（校舎等）

第28条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室
- 三 図書館、保健室
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（図書等の資料及び図書館）

第29条 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第30条 短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。）及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第31条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第二イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第41条第1項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該二以上の分野（当該分野に共同学科のみが属するものを除く。）のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の百人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第41条第1項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

(附属施設)

第32条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(機械、器具等)

第33条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第33条の2 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第33条の3 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

20. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

(専門職学位課程)

第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。

（標準修業年限の特例）

第3条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

- 2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第1項に規定する教員の数に算入できないものとする。
- 3 第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第15条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

（専門職大学院の諸条件）

第17条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができるものと認められるものとする。

（法科大学院の課程）

第18条 第2条第1項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

- 2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第2条第2項の規定にかかわらず、三年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとするすることができる。

（法科大学院の課程の修了要件）

第23条 法科大学院の課程の修了の要件は、第15条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（教職大学院の課程）

第26条 第2条第1項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のため

の教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。

- 2 教職大学院の課程の標準修業年限は、第2条第2項の規定にかかわらず、二年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とすることができる。
- 4 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

(教職大学院の課程の修了要件)

第29条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、教職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、四十五単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。）を修得することとする。

- 2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。